

議員提出議案第3号

三豊市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び三豊市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年12月17日提出

三豊市議会議長 丸戸 研二 様

提出者 三豊市議会議員 詫間 政司

賛成者 三豊市議会議員 田中 達也

賛成者 三豊市議会議員 浜口 恭行

賛成者 三豊市議会議員 三木 秀樹

賛成者 三豊市議会議員 為広 員史

賛成者 三豊市議会議員 岩田 秀樹

賛成者 三豊市議会議員 迂山 文吉

賛成者 三豊市議会議員 石井 勢三

賛成者 三豊市議会議員 湯口 新

(別紙)

三豊市条例第 1 号

三豊市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

三豊市議会委員会条例（平成18年三豊市条例第256号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう  
に改正する。

改正後	改正前
(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。	第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
(1) 総務常任委員会 <u>7人</u> ア 総務部の所管に属する事項 イ 政策部の所管に属する事項 ウ 議会及び会計課の所管に属する事項 エ 他の常任委員会の所管に属さない事項	(1) 総務常任委員会 <u>8人</u> ア 総務部の所管に属する事項 イ 政策部の所管に属する事項 ウ 議会及び会計課の所管に属する事項 エ 他の常任委員会の所管に属さない事項
(2) 市民建設常任委員会 <u>6人</u> ア 市民環境部の所管に属する事項 イ 農政部の所管に属する事項 ウ 建設部の所管に属する事項 エ 農業委員会の所管に属する事項	(2) 市民建設常任委員会 <u>7人</u> ア 市民環境部の所管に属する事項 イ 農政部の所管に属する事項 ウ 建設部の所管に属する事項 エ 農業委員会の所管に属する事項
(3) 教育民生常任委員会 7人 ア 健康福祉部の所管に属する事項 イ 市立病院の所管に属する事項 ウ 教育委員会の所管に属する事項	(3) 教育民生常任委員会 7人 ア 健康福祉部の所管に属する事項 イ 市立病院の所管に属する事項 ウ 教育委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和8年2月12日から施行する。